初午まつり 400人が集う

「大軍拡・大増税許すな」「安保3文書撤回せよ」を高らかに！

メッセージ　内藤 功　（百里弁護団、一般社団法人「百里の会」顧問）

初午祭の準備にあたられた地元の皆さん、ありがとうございます。

また、日頃から平和公園の維持管理のため、草刈り、樹木の伐採・剪定の作業、そして射撃場山の「自衛隊は憲法違反」の新しい大きな看板を作りあげる作業に、暑さ、寒さもものともせずご苦労された皆さんに、心から感謝申し上げます。そして、本日早朝から、各地よりお集りの皆さん、ありがとうございます。

岸田政権は、昨年12月16日、「国家安全保障戦略」など、「安保3文書」を国会審議にかけず、閣議決定しました。1月13日、アメリカ大統領に報告しました。この3文書は、アメリカの戦略に完全に従って、中国を仮想敵国として、米国などと組んで、敵基地攻撃など軍事力を抜本的に強化し、国民の負担で、軍事費を2倍に増やし、日本を「戦争する国」に変える危険な方向です。

「大軍拡・大増税許すな」の大運動、統一地方選挙の闘いでこれを阻止し、「平和外交」へ国の進路を転換させましょう。

百里基地は、戦前、戦中、海軍の飛行基地でした。1945年8月15日の終戦の日の朝まで、特攻隊の飛行機が飛び立ち、多くの若者の尊い生命が奪われたのです。戦後、もう戦争はない、基地もいらないということで、農地が開拓されていきました。

ところが、1958年、突如、戦闘機基地をつくるための土地買収工作がかかってきました。多くの仲間が心ならずも去っていきましたが、「戦争のために、土地は売らない」という固い決意の方が団結して土地を守り、農業を守ってきました。ここに平和公園をつくり、平和の神様、農業の神様、庶民の神様、お稲荷さんをおまつりしています。

百里裁判は、管制塔前の土地の所有権をめぐって、防衛庁が訴訟を起こしてきたのです。私たちは、軍事基地のための土地買収は憲法9条違反だと正面から立ち向かいました。

砂川闘争、北海道の恵庭事件裁判、長沼基地訴訟と連帯して、31年にわたり闘いぬきました。頑強な闘いにおそれをなして、平和公園を避けて「く」の字型に、誘導路を作らざるを得なかったのです。

「自衛隊は憲法違反」　これこそ百里闘争の精神です。自衛隊の戦闘機部隊は、海外の戦場に派遣されたことはありません。9条が自衛隊員の生命を守ってくれているのです。

しかし、岸田政権による敵基地攻撃能力保持の危険な政策により、今後、米軍と一体で敵基地はじめ敵国領域へ攻撃を行うようになれば、必ず相手国の報復・反撃を招き、再び政府の行為により戦争の惨禍を招くことになります。

「大軍拡・大増税許すな」「安保3文書撤回せよ」この決意を、初午祭にあたり、固め合いたいと思います。

百 里 の 会

第26号　2023年3月25日

一般社団法人
百里の会
茨城県水戸市見川 5-127-281
Tel 080-9457-6381
E-mail hyakurip@gmail.com
HP　https://hyakurip.web.fc2.com

基地を見下ろす大看板、「自衛隊は憲法違反」は
５０年間　何を見てきたか　その８

28. 戦争は人間のこころを鬼にする

天寿全うした百里農民は天国でも相変わらず酒を飲みかわし語り尽きない。

明治生まれの長老、高塚総一郎は「今年は戦後７８年ということはよう、その間戦争がなかったことだよな。戦後育ちの人は幸せだよ。戦前は戦争、戦争だったもんな。平和憲法は有難いよ。戦後がこれからもずーと続くといいよな。」と話す。

「犬や猫だって殺すことができないのに人間を刺し殺すなんてまともな精神状態では出来ないよ。戦争は人間のこころを鬼にする。その鬼から人間のやさしさを取り戻させたのが憲法前文と９条だよ。」

「戦争はダメ・平和が一番っていうことを戦争を知らない幸せな戦後育ちの人が学ばなければならないよ。一国の総理がよ、中国や東南アジアを侵略した過去の戦争は　“後世の史家の判断にまかせたい”などといってるのだから、とんでもねえよ。」

29. 戦後の平和教育、日本とドイツ

戦前、戦争賛美の軍国主義教育を受けた日本国民。そして戦後、平和を取り戻し人間にとって最も悲惨な戦争の歴史を教わらなかった日本国民。

日本の文教政策で最大の過ちは明治以来の戦争と平和の歴史を教えてこなかったことにあります。高校では先生から　“明治以降は大学入試にでないから各自で独習するように”　と言われたり、縄文式時代から始まると明治以降は時間数がなくなり授業ができないともいわれました。この点は保守・革新を問わず反省すべき点であります。

＊ナチスの戦争犯罪に時効はない

ドイツでは、１４歳になると学校でも家庭でもナチ・ドイツによる４００～６００万人におよぶユダヤ人の虐殺について教えています。戦後４０年目の１９８５年、ドイツが無条件降伏した「敗戦記念日」（5月８日）に、当時の西ドイツ大統領ヴァイツゼッカーは連邦議会で演説します。「問題は過去を克服することは出来ません。さようなことができるわけはありません。後になって過去を変えたり、起こらなかったことにするわけにはいきません。しかし、過去に目を閉ざす者は現在に盲目となります。非人間的な行為を想い起こそうとしない者は、再び新たな伝説の危険に陥るのです。」そして、最後に「今日5 月 8 日にさいし、能うかぎり真実を直視しよう」と演説を締めくくります。それだけではありません。ドイツではナチスの犯罪には時効はないと今でも追及の手をゆるめません。関東軍 731 部隊によるペスト菌を注射して死んでいく姿を記録した生体解剖の最高責任者の石井四郎中将が戦犯にならなかったことは記憶に値します。

＊日本史の教科書に出てこない大西洋憲章

昨年度から高校授業では近現代史は世界史と日本史を別々にではなく「歴史総合」科目として統一して行うことになりました。それは近現代史となると日本史と世界史を個別に授業する不合理さが明らかになってきたからです。世界が一体化された近代以降は国際社会との関係抜きにしては個々の歴史は語れなくなってきたからです。

油井大三郎は、高校の歴史教科書の利用がもっとも高い山川出版社の『詳説世界史』と『詳説日本史』を比べると、前者は私たちが重視する４１年８月の米英の大西洋憲章について、「その後、ソ連など２６カ国が加わり、４２年１月の連合国共同宣言で戦後構想の原則として確認された」と記載されているのに、後者の『詳説日本史』には全く言及がないと、指摘します。改めて大西洋憲章を振ら返ってみたいと思います。

30. 第一次大戦の教訓

１９世紀後半になると資本主義経済は新たな段階、独占資本主義に入ります。列強国はその経済力にものを言わせ「力こそ正義」と軍事大国になり、弱小国を正当な理由なしに支配下に治め政治大国

となりついに世界征服の野望をいだきます。このような軍事力で有無を言わさず自国の利益のために弱小国を植民地化・隷属化させることを帝国主義的植民地支配といいます。そして、列強国どうしが植民地の拡大をめざして争うのが帝国主義戦争です。さらに、２０世紀の第一次世界大戦はそれまで一つの国どうしの争いで事が済んでいましたが二つの陣営に分かれて世界的規模で戦われるようになりました。

ここに戦争と平和の問題が世界的・国際問題となり、大戦後に国際連盟がつくられ、２８年に「パリ不戦条約」が成立し、はじめて国際紛争を解決するために「戦争の放棄」を宣言します。しかし、国際連盟は結成を呼び掛けたアメリカが不参加でソ連は加入どころか列強国から「内政干渉」の軍事的圧力を受ける次第でした（加盟は３４年）。運営的にも「未熟」で帝国主義列強の侵略的戦争を阻止することができず、日独伊三国（枢軸国）は３０年代に国際連盟を脱退し第二次大戦に突進していきました。

31. 第2次大戦は極めて複雑な戦争だった

ひとつは、連合国５０カ国、枢軸国９か国という当時の独立国を殆ど巻き込んだ事。大量破壊兵器（原爆など）による一般市民の犠牲者が第一次大戦より５０倍に達した事。戦争地域がアメリカ大陸を除き世界的規模だった事などでした。

ふたつには、民族解放闘争と重なったことです。日本軍国主義は３７年に日中戦争を起こし中国大陸に侵略を始めますが、この年蒋介石の国民党と毛沢東の共産党は国共合作し抗日統一戦線を結び世界人口の５分の１を擁する中国の民族解放運動は戦後、中国人民共和国を誕生させ植民地独立運動の土台となり、ガンジー、ネールの中立主義を生み出し、５４年のネール・周恩来の「平和５原則」、翌年の「バンドン１０原則」となり非同盟の第三勢力を形成しています。

三つめは、４１年６月２６日のドイツ軍による社会主義ソ連への電撃的侵略です。ドイツ軍の北方軍団はバルト海沿岸のレーニングラードに、中央軍団はモスクワに、南方軍団はキエフ、スターリングラード、カスピ海に向かっておよそ２０００キロにわたってルーマニアなどの同盟軍（６０万人）合わせて３６０万の部隊がソ連に侵略を開始します。ここに反ファシズム統一戦線が米英ソによってつくられ戦争の性格が一変します。

四つ目は、ナチ・ドイツによるユダヤ人絶滅の大虐殺（ホローコースト）です。１０００万人の虐殺計画はそれまでの帝国主義戦争の性格を一変させます。それはファシズムが人類の敵となった証しであり、世界の人々を平和・民主勢力に結集させました。それは正式な軍隊でない市民による地下組織の非武装レジスタンス運動や武装組織のパルチザンが反ファシズムに立ち上がりました。ユーゴスラビア、イタリア、フランスを中心にヨーロッパに拡がります。このことは戦争反対の人たちが牢獄につながれた島国の日本には見られなかったことです。

レジスタンス、パルチザンの勢力は戦後の民主改革で大きな役割を果たします。イタリアは日本やドイツと違い、４３年から労働者がストライキに立ち上がり４６年には制憲議会選挙が行われ、王制が廃止され、７５人の憲法委員会で憲法草案がつくられ４７年には採択されます。日本国憲法が連合軍アメリカの手を借りて創られたのとはちがいました。

32. 大西洋憲章のもつ意義

「憲章」は冒頭で、「世界のより良き未来への希望の基礎とするそれぞれの国の国策の特定の共通原則を公にすることが適切である、と判断する。」と述べています。一言でいえば、戦後の国際社会のあり方の基本を宣言したことです。具体的な施策は戦争の真っ只中でしたが、３回にわたる三首脳会談（テヘラン・ヤルタ・ポツダム）、外相会議ほか各種委員会が頻繁に開催されました。

その意義するものは、①これまでの戦争が列強国どうしの植民地争奪戦にあり、その原因は勝者が「領土の拡大を求め」新たな戦争の種を撒いたということから憲章は領土を求めないとし帝国主義戦争の根を断ちます。このことは戦後、領土拡大の植民地争奪の戦争はなくなっただけでなく、植民地解

放の独立戦争に前進していきます。その歴史的意義は大きいものがあります。

反面、ファシズム国に対しては無条件降伏を要求します。それは軍事力の解体とファシズム再現の根を断つために政治・経済全般にわたる民主改革を実施するためでした。日本では明治憲法改正・農地改革・財閥解体・基本的人権など根本的な社会変革となりました。ドイツは米英ソ仏４か国の分割統治となり米ソ冷戦下で全土の統一は９０年となりました。

②次に「すべての人々が恐怖と欠乏から解放されて、その生命を全うすることを保証するような平和が確立されることを希望する。」というところにあります。

この「恐怖と欠乏」という言葉は国際連合憲章、日本国憲法前文に採用されることになります。この平和に生きる権利を実現するために第８項目で「恒久的な一般的安全保障制度」（４５年成立の国際連合）の確立を謳います。但しこのような国際的な平和機構ができるまではファシズム国の武装解除が不可欠と言明します。第一次大戦までの戦争は勝利国と敗戦国が休戦協定・講和条約を結び賠償金・領土その他の事を決めて終わりました。このことが敗戦国を再び軍拡に導き新たな戦争を準備してきました。この反省からルーズベルトは４３年１月のカサブランカ会談で日独伊三国に対して無条件降伏を言明し、それだけでなくファシズムを根絶するために民主化を実現をすることを要求します。この事は戦後の国際社会で地域戦争・紛争は起こりますが帝国主義戦争というものはなくなりました。大西洋憲章の具体化としての無条件降伏および戦後の民主化は大きな意義をもつものでした。その反面、帝国主義戦争に代り米ソ冷戦という新しい戦争構造が出現します。

③大西洋憲章の三つ目の意義は、ファシズムの非人道的・虐殺、人類の敵に対する平和と民主主義を求めて立ち上がった世界各国・人民にたたかいの希望の星（共同綱領）となったことです。４１年６月のドイツのソ連への電撃的侵略、７月には日本のアメリカを仮想敵国とするインドシナ半島への軍事侵略という事態を受けて８月に憲章が宣言されたことは、世界平和を守る決意を示したことにありました。９月にはソ連が加わり、翌年の１月には２６ヵ国が署名し、「連合国宣言」となります。連合国宣言は憲章に「敵国と単独に休戦又は講和を行わないことを誓約する。」を付け加えました。（最終的には４７ヵ国で国際連合結成時の現加盟国５２か国に重なります）。

④また、第４項目の「すべての国が、その経済的繁栄に必要な世界通商」のあり方ついては戦後に４７年に具体化されます。「国際通貨基金（IMF）」・「関税と貿易に関する一般協定（GATT）」などで大戦で疲弊したポンドに代るドル体制の確立です。但しこのドル体制にはソ連は加盟しませんでした。

⑤帝国主義的野望の日独伊三国は何らの会議をもつすべもなく戦争を続けますが、米英ソの連合国首脳は大西洋憲章・世界平和の大義を実現するために戦争指導者会議を何度もおこないます。

そこには人間の歴史にとって、戦争をなくし平和を求めるという普遍性の歯車を大きく前進させた足跡が感じとれます。

ルーズベルト、チャーチル、スターリンの三首脳会談はテヘラン（４３年１１月）、ヤルタ（４５年２月）、ポツダム（４５年７月）の三回。米英首脳会議はカサブランカ（４３年１月）、ケベック（４３年８月、４３年９月の２回）、カイロ（４３年１１月）で行われます。さらに、４３年１０月には米英ソ三国外相会議（駐ソ中国大使も参加）が行われ国際平和組織をつくる見解を示す「４カ国宣言」が発表され翌年ダンバートン＝オークス会議で国際平和機構の素案が発表され４５年の国連憲章となります。

大西洋憲章が具体的につくられた過程、また憲章の実現に向けての諸会談、そして憲章のもつ限界などについては次号にまわします。

（伊達　郷右衛門）